

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

第2回水戸市水道事業及び下水道事業審議会

2 開催日時

令和8年8月17日 (月) 午前10時30分から12時00分まで

3 開催場所

水戸市役所6階 水道部会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

木村和江、宮田清、高野賢、鹿倉よし江、平賀隆、長内秀樹、久保朋央、渡辺潤、
太田恵美、馬渡剛、佐藤克己、菊池みち子、佐竹義人、荒井栄

(2) 執行機関

園部孝雄

[水道部] 畑岡正彦、勝山暁文、加倉井一慶

[下水道部] 松葉光隆、大谷俊、久木崎隆、遠藤康通、鯉渕英雄、谷萩広明、中藤崇、
畑中実幸

5 議題及び公開・非公開の別

- (1) 下水道事業経営戦略(第2期)を踏まえた下水道使用料の改定について(公開)
- (2) その他(公開)

6 非公開の理由

適用なし

7 傍聴人の数(公開した場合に限る。)

0人

8 会議資料の名称

(1) 第2回水戸市水道事業及び下水道事業審議会次第

(2) 下水道使用料改定の必要性について

第1回水道事業及び下水道事業審議会での御意見・御質問

(3) 下水道使用料の改定が必要となった背景について

9 発言の内容

執行機関 本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから、第2回水戸市水道事業及び下水道事業審議会を開会させていただきます。

議事に先立ちまして、出席委員の確認に移らせていただきます。会議開催にあたり、水戸市水道事業及び下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、本日の出席委員は14名でございますので、定足数に達してございます。

それでは、次第に基づきまして、進行を_____会長、お願いいたします。

会 長 はい。審議を進めさせていただきます。議事録は、_____委員、_____委員に署名をお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。まず、次第（1）下水道事業経営戦略第2期を踏まえた下水道使用料の改定について、第1回審議会では、下水道事業の経営基盤の強化に向けた下水道使用料の改定について、諮問がなされ、事務局から内容の説明がなされたところでございます。本日はまず、前回の審議会において委員の皆様から御質問や、御提案があった事項について、事務局から、御説明をいただきます。それでは説明をお願いいたします。

（事務局説明）

会 長 はい。ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。使用料改定についての御意見については、後ほど、お聞きいたしますので、まずは、ただいま、本日お配りした①、②の資料について、御質問をお願いします。御意見等もお願いします。

_____委員 資料いただいて、ありがとうございます。もう少しですね、ほかのところもそうなんです、審議員の皆さんって、例えばこの1番の老朽化の対応でも、事業費を言っても、なかなか理解が進まないんじゃないかって思います。例えば老朽化率が何%になっているものを何%にするんだとか、そういうような指標的なものであるとかってというのが非常にわかりやすいんじゃないかなって思

います。もう少し市民目線で、この数値自体はこうだとは思いますが、ここまでやらないと例えば下水道が維持できないんだとかそういう説明のもとにその指標的なものでもう少し工夫していったほうが、これから皆さんに説明するにはいいのかなと思います。あるいは、2番の変化のところでもですね数字だけなんですよね、これが例えば増加分が今の料金収入に対して何%くらい増えてるのかとか、もう少しわかりやすくですね、材料は全部揃っていると思いますので、わかりやすい市民目線でわかりやすいような仕様とか数値とかをお示ししていただいたほうがよりいいのではないかという意見です。

会 長 はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。御意見でも結構でございます。

____委員 すみません。先ほどいただいた審議会資料②のところの先ほどの委員の方に追加みたいな形になるんですが、例えば1番の施設の老朽化への対応のところで管路のごめんなさい、具体的な数値は、だいたいで申し訳ないんですけども、第1期計画が500メートルくらいで第2期計画が3千何メートルっていう数字をおっしゃっていたと思うんですけど、その辺のことを書くとより具体的に、これだけ管路が古くなっているんだなってわかりやすいんじゃないかということと、もし可能なのであればですが、裏のページの企業債利率の上昇のところ具体的に当初何%くらいが今何%に上がりましたというものをもし出せるのであれば、これだけ利率が上がったんだっていうことの方がよりわかりやすいのではないかと思いますので、一応御意見としてお伝えしました。

会 長 はい。ありがとうございます。____委員、____委員の御意見はもっともかと思いますので、もちろん市長などあるいは議会の検討の際には様々な資料等々で説明することがあるかと思いますが、実際に市民にこういう形で値上げがされるんですよと示す際にはこの資料だけではなかなか伝わりにくいものがあるということもございますので、仮に今後の話ですが、10月に予定されてる話ですが、市長への答申の際には、資料についてもより市民目線でわかりやすく具体的な提示をするかどうかはお任せしますが、答申に書き込んでいくことも必要なことかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

では、ひとまず、第1回で挙げられた意見への回答及び資料については以上にさせていただきます。続きまして、使用料の改定について、皆さんの御意見を伺うというところになります。進め方としましては、使用料改定のあり方を、より具体的な3つの要素に分けて、御意見を伺っていきます。3つの要素とは、「必要な収入額」、「基本水量の見直し」、「料金単価の改定方法」ということになっております。これら3項目について、委員の皆様の御意見をいただき、最終的に当審議会の意見として集約するという流れとなっております。ではまず、

「必要な収入額」について、改めて、事務局より簡単に説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 はい。まず第1点目の「必要な収入額」について御意見、御質問ございましたらお願いします。不明な点等々もあるかと思いますので、その際は、よろしくをお願いします。

____委員 下水道協会の____でございます。第1回は欠席させていただきました。大変失礼いたしました。1点確認させていただきたいのですが、今の18ページ、19ページのところで、検証項目イのところが令和9年、令和12年まで全部100%になっているのですが、実際の数値って今わかるものなののでしょうか。

会 長 事務局をお願いします。

執行機関 ただいまの____委員の御質問につきまして、事務局より御説明いたします。この経費回収率につきましては、計算方法が国で示された計算方法になっておりまして、計算方法上の都合の面もあるんですが、元々経費回収率というものは污水处理に係る費用、維持管理費や利息なんかも入ってくるんですけど、人件費とか利息とかに対して使用料収入でどれだけ賄えているかというものを示す指標になっておりまして、計算上ですね、一般会計から繰入金というものを下水道事業でいただいております。結局は使用料収入だけで賄えずに税金を投入していい部分というものが国で示されております。そこについては、国のほうで一般会計からお金をいただいてもいいよという形で、そういう繰入のルールというものがあまして、それについては、污水处理費なんですけど、一般会計からお金をいただいて賄っている部分もございます。今回ここに出している経費回収率というものは、使用料収入に対して、どれだけ維持管理費があるかという割合なんですけれど、そこにですね、一般会計からもらえる分というのも実は入ってきてしまっていて、なので、下水道使用料だけで賄えない部分っていうところも実際は出ているんですけど、そこは、一般会計からもらえているので、賄えてしまっているところもございます。なので、使用料収入に対してちょっと分かりにくい部分ではあるのですが、使用料収入に対して維持管理費がどのくらいっていうと、污水处理費全体に対して、污水处理に係る費用が例えば100あったとして、それに対して使用料収入が80しかなかった。水戸市は実際そういう足りていない状況なんですけれど、そうしますと、污水处理が100なんですけれど、使用料収入が80しかなくて、残り20が足りない形になるんですけど、そこは一般会計からもらっているよというルールがありまして、なので足りない20分は使用料収入で賄わなくていいってなっているんですね。そうすると、その20分は計算上除かれてしまうので、污水处理

費自体が、必要な汚水処理費は80だとなっちゃいまして、使用料収入も80なので、割ると100%っていう数字になってくるというような計算になっておりまして、仕組みの部分が分かりにくくてですね、それなので、今回の資料で見いただきますと、1回目でお配りした⑤の資料の18、19ページで見いただきますと、実際、例えばAというので選んだ場合に、経費回収率って検証項目のイってところでずっと100%となっているんですけども、実際汚水処理費っていうのは、いっぱい、もうちょっとかかっているんですけども、その分は一般会計からもらえているので、この数字上は出てこないような感じになってしまっています。令和12年度になりますと、今後、100%から下がってきまして、この下がってきてる時は、維持管理費がどんどん増えていっちゃっているんで、使用料収入と、一般会計からもらっていいという部分だけでは賄えなくなってしまっていて、そこからは100%を下回る数字になってきてしまっているというところがございます。ちょっと説明が分かりにくいということは自分でも認識しているところではあるんですが、計算上そういうルールで計算されてしまっているところがございますので、なので水戸市の場合ですと、100%より上回るっていう計算にならないっていうのが、この経費回収率についてはそういう指標だという形に、ルール上になってしまっているところがあります。説明が足りているかどうか、申し訳ありません。わかりにくくて申し訳ありません。

____委員 そうなんです、この制度ってわかりにくくて、多くの自治体もなかなかこの料金収入で賄えているところってほぼほぼ無いんですね。まだ水戸市さんはいい方だと思うし、もっとちっちゃい団体だと、50%いってないところもいっぱいあるんですけども、その中で税金だったり、地方交付税という一般財源、全部一般財源なんですけども、そこから下水道に繰り入れて賄うっていうルールがあるんです。これ皆さん結構わかりにくくて、課長も説明しにくいと思ったんですが、今回指摘させてもらったところで、皆さん理解してもらわないと、次の議論が進まないかなと思ひまして。

会 長 ありがとうございます。いずれにせよ、値上げしてもまた足りなくなる。

____委員 結局、4年後また足りなくなるっていう表し方なので、次の議論にまたつながるんでしょうけども、今の都市計画とかですね、そういった見直しの方角にもいくとかですね、それ以外にも広域、共同化の話も出てましたけども、それ以外に広域化とかですね、官民連携の話にもつながっていく議論を軸にしないとなかなか今回の案だけではですね、ほんとに持続可能かどうかわからないっていうのが、基本どこでも起きている話です正直。

会 長 なるほどなるほど、だいぶわかりやすくなりました。まあ、今回は数年後を見据えた形は、とりあえずは値上げをせざるを得ないんだということと、その

間にあわせてなんらかの広域化を含めて、水戸市だけでやるんじゃないくて、広域化とかあるいは縮減に対して何らかの形で考えなくてはいけないと、そうですね、市長への答申の際には当然盛り込んでいく話になるんですね。わかりました。ありがとうございます。ただ、これ資料をぱっと見ると100%になっているので、じゃあいいじゃんって話に、一般の方が見た場合に私も含めてですけど、なんでだろうというので、はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

____委員 前は欠席しました。すみませんでした。私事ではあるんですが、私、地域で民生委員をしております、それでいろいろと高齢者のところ回るんですが、その中で、今年も年金上がったんだけど、住民税とか他の税率が上がってなんか、上がったような気がしないと、近くの食品店に限ってもすぐ1万円札がなくなってしまうというくらい物価が上がったとそういうお話しをしているんですが、私も水道料金の時もお話ししたんですが、これだけ物価が上がっている中で、公営企業も水道、下水道両方上がるとなると、やっぱり市民は大変だと思います。そこでできるだけ料金を上げる時期をね、遅くできないかというような考えを持っています。実際は、ぼんと上げてしまえばそれはそれで楽なんだけど、市民のことを考えると、いきなりというよりは、徐々に上げていってもらった方がいいのかなって考えを持っております。以上です。

会 長 はい。ありがとうございます。後ほど、全体といいますか、3つの要素「必要な収入額」、次の説明をいただく「基本水量の見直し」、「料金単価の改定方法」含めて、御意見を踏まえたうえで議論することとなっておりますが、ひとまず「必要な収入額」については、以上でよろしいでしょうか。

では、続いて、第2の要素である「基本水量の見直し」について説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 はい。ただいまの「基本水量の見直し」に関して、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは最後の「料金単価の改定方法」について、事務局からお願いいたします。

(事務局説明)

会 長 はい。「料金単価の改定方法」についての説明について御意見、御質問をお願いいたします。

____委員 今の説明でちょっとお聞きしたいんですけど、大口使用者の負担の公平性ってというのが、今まで公平じゃなかったというような徴収の仕方なんですか。

執行機関 はい。ただいまの御質問にお答えいたします。資料を見ていただければと思うんですが、資料の⑤という先ほどの料金改定の関係の資料の中の23ページのほうを見ていただきますと、23ページが横で表になってまして、その表の中の上の段が料金表と左側に書いてあるのですが、料金表となっていて、ちょっと右側といいますか、現行というのが書いてございます。現行の金額というものがございまして、これが今の料金表の形になってまして、上から見ていただきますと、基本料金というものがまずありまして、これが今8 m³までは1,064円ですよっていう金額になってます。その次に8 m³を超えると、今現行だと9から10 m³なんですけども、9から10 m³まで使った方は、1 m³あたり52円という単価になっております。次にいってさらにもっと使って11 m³から20 m³まで使うと1 m³あたりの単価が155円、さらにその次にいきますと、さらにまた次は166円、182円という形で1 m³使った場合の単価がどんどんどんいっぱい水量使うほど高い金額に設定されています。こちらが累進制という形でやっけていまして、考え方としましては、やはりいっぱい汚水を流してしまうと、処理施設とかが規模が大きくなってしまってくるので、あまり流していただきたくないなというところもあつての単価設定というところにはなっています。この辺の単価の差が、同じ1 m³を使っているのに単価の差が高くなっているというところを少しでも解消したほうがいいんじゃないかというのが国の考え方になっております。以上でございます。

____委員 じゃあ、そうすると改定では一律になっちゃうってことですか。

執行機関 引続き説明いたします。同じ23ページのさらに右側の表が続いてまして、上にAの①と書いてございますが、Aの①というところのその四角の中の一側面に金額って書いてありまして、一番上から1,254円と書いてあるんですけども、これが今回改定した後、Aの①という案で改定した場合の金額になってございます。上から金額が1,254円、83円、186円って並んでいるんですけども、そのお隣に影響額って書いてありまして、この影響額ってというのが、今の現行の単価よりいくら増やすかっていう差額になってます。なので、今回の改定の提案としましては、みんな同じ料金にしちゃうわけではなくて、増やし幅を調整しまして、差がちょっと縮まるようにというのが累進制の解消に向けた改正という内容になってまいります。続いて説明しちゃいますと、お隣のAの②っていう方をご覧くださいますと、Aの②って方はやっぱり金額が並んでいまして、隣の影響額というのが並んでいるんですが、さっきのAの①とは金額が違っていて、この辺が単価の増やし額をちょっと調整してるがために違っているんですけども、Aの①っていう方は今回の考え方としましては、Aの①っていう

のは皆さん一律で単価を増やさせていただくのがAの①になっています。なので上の方から31円っていうのがここだと並んでいます。それに対して右隣のAの②ってところを見ますと、Aの②の影響額を御覧いただきますと、上のやつが130円、21円となってまして、次から11m³からは41円という形で1つの額になってまして、このAの②の方は水量が少ない方たち、10m³よりも下の使う人達の単価の増える額をちょっとちっちゃくしようという配慮をした、そういう改定の考え方になってございます。今回の改定の案としては、基本この①か②かっていうパターンで作ってまして、さらに先ほど一番初めに出た改定率ですね。何%改定にするかというところで、表がまた次のページ、次のページに分かれているような形になってございます。以上でございます。

会 長 はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

____委員 まず、1点ですが、この料金体系の方のお話しで、例えば基本水量のところも超過料金のところも国が見解を示している。国が見解を示しているからやるんだということではないんだと思うんですね、それは見解としてあるんだけど、まずはその事業者として、どこが課題なのかってことですよ。例えば、基本水量というものは、ゼロにするんだと、将来的なね。目標としてゼロにすべきだ、それは公平な観点からそうなんだとか、そういうんだけど、今回の改定でいきなりゼロにすると影響額が大きいから今回はここまでにします。要は料金体系はほかの事業体もそうなんです、一気に理想にはいけないんですよ。そうすると、こういう審議会でもですね、きちっと将来的な課題は課題として残して、次につなげるっていう形の話もしていただいていますので、そういった意味では本来どうあるべきかと、けども影響が大きいので今回は、例えばですね基本水量が今8m³を6m³にするのは何の考え方なんですかってことなんですよ。要はもっというなら5でもいいじゃないか。あるいは7でもいいじゃないか。というところがこう出てくるので、やはり、将来的というか、こうしたいんだというのを示したうえでですね、この審議会では、住民の皆さんには最終結論でいいのかもしれないですけど、やはりここで検討するんであれば、やはり事業者として、どうあるべきかっていうちゃんとそこを説明したうえで、今回はそれがこういう考え方で8であるとか、超過料金についても、こういう調整をしてるんだというような、やはりそこをきちんとお聞きしたうえでですね、皆さん御議論していただいた方がいいんじゃないかと思います。意見です。

会 長 はい。ありがとうございます。根拠となることについてですが。

____委員 根拠というよりかはですね、事業者としてですね目指すところがね、どこにあるのかっていう。例えばね、基本水量とは、ほかの事業体では無いところも

あります。だから、どこまでやっていくかっていうのがあると思うんですよ。これをゼロを将来的に目指すんだけど、一気にゼロにはできないんで、今回2%くらいつつ下げますよとかっていう、根拠ではないんだと思うんですよ。根拠は、例えば、下水道協会さんの方の指針であるとか、そういうものであると、本来こうすべきだっていう根拠になるんだと思うんですけども、そういうのではないとするならば、事業者として目指すところですよね。簡単にいうと経営の側面からすると、基本水量を設けてるってことは経営の側面からすると不利になるんですね。要は、基本料金で入ってくる量が少なくなるので、そういった意味では経営という面ではゼロが一番理想は理想でしょう。けども、現状として、今付与しているものをゼロにはいきなりできないんだからとか、そういうことだと思います。例えば、超過料金のところも本来は均一料金がいいけども、できないんでこうですと、ほかのところはですね、事業体ではそういう議論をちゃんとしたうえで、この審議会の答申の中にまだ料金体系の中にも課題がありますと、それはちゃんと明記をして次につなげていく。要は次々改定をせざるを得ないという状況の中で、課題は課題として明確にして次につなげていくっていうことじゃないと、今回これでいいんだとなっちゃうと、次の時に料金体系の見直しができなくなっちゃうんだと思うんですね。そういう意味では、はっきり言うとそこは整理したうえで議論していただく方がいいのかなと思います。

会 長 なるほどなるほど。はい。わかりました。ありがとうございます。これに関して何か事務局から。

執行機関 はい。国の方針としては、まあ、国の方針というものがございまして、ただその中に具体的な数字が示されているかっていうと、まあ、小さくすべきとかっていう表現にとどまっているところがありまして、先ほど委員からお話があったように、やはり最終的には自治体の判断に委ねられているというところではあると思います。先ほどのお話の中で理想型ですね。事業体として、どこを目指すのかというところでは正直な話、現時点で庁内でそこまで詰められているかっていうと詰められていない状況でございますので、明確にゼロを目指しますとは、そこまで言えないのが現状なんですけども、ただ、やはり見直しをしていくべきというところで、見直しは今回もしていきましょうというところがありまして、今回の6 m³の結論としては、やはり同じ徴収を、一緒にやっている水道料金と今基本水量が違っているので、そうするとお客さんから問合せがきて、何で違うんですかって言われちゃうんですね。そうすると先ほどまさに根拠がないってところにいつてしまうので、その辺の説明がなかなか難しいというところもあります。ですので、今回の方向性としては、まずはやはり基本水量は小さくしていきたいというところが水戸市として、考え方としてありまして、ただ、今回の落とし所といいますか、今回の結論としては、まずは

水道料金にあわせるというところで下水道としては、考えているところですが、ただ、そこで終わりっていうわけではあってはいけないのかなと思いますので、引続き、その辺どこが適正なのか、といいますか、あるべき姿というのを庁内で検討して、引続き検討をして改正なり、適正化を図っていく必要があると考えてございます。状況としては、そのような状況となります。

会 長 はい。まあ、特に民間企業の経営者の方なんかもここにいらっしゃる中で、目標が決まっていない中、その時々、社会情勢だとかに沿ってもちろん変化していくということは、感覚としてあるかと思うのですが、当然皆さん経営計画なりそういうものがあって進んでいっているんですよね。そういう方からすると、なかなか公的な経営計画というものが、もしかしたら違和感なり感じるかもしれませんけども、どうですかね。今の事務局からの回答からすると、――委員の御指摘のような理想型なり、もしくは目標なり、そういった到達点なりがあって、作っているというところでなかなか現状ではないという。どうしても弥縫策のようなところになってしまうのが、現状であるというっていうことでもありますので、これについては、今この場で作って下さいっていう訳にもなかなかいかないと思いますので、当然、まあ、これあまり言いたくないんですけども、何年か後にまたこういった会議が開かれるんだろうという見通しの中で、市長の答申なり、なんなりには必ず明記しなくてはいけない点だろうというところで理解しているところですが、皆さんも同感ですかね。そういう意見だと思いますので、そこはそのとおりだと思います。

その事務局からの回答あるいはこれまでの委員の皆様方の御意見を踏まえて、さしあたりって言い方するとまた、一声上がるんですけども、その他の理由というところになります。次、皆様方の御意見というものを聞きたいというところでございます。――委員からは急激な値上げというものはなかなか市民としては受入れられないというところが意見としてありましたし、前回はどうせ上がるんだから、そこは、その都度都度で弥縫策を選ぶんじゃないで、しっかり上げて、そのうえで考慮していくというような考え方もあろうかと思えます。細かな話ですと、料金単価の改定について、①、②というところでしたが、まあ、大学の教員という立場からすると、学生なんかはなるべく、1人暮らしが多いところがありますので、①よりは②の方がいいんだろうなとは、あくまでも、10代後半、20代前半の子たちの意見はそういうこともあるんだろうなと、というところで、まあ、根付いてくれるのが1番いいですが、それは差し置いても、まあ、そういう考え方もあるのかなと思いますが、皆さんの御意見をこの場でいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。まあ、明確に私はAの①だとか、Cの②だとかでなくても、値上げについては理解ができた。幅についてはこういうものが望ましい。とかそういったものでも結構ですので、御意見いただけると幸いです、いかがでしょうか。

____委員 A、B、CでいけばCが一番望ましいかと思うんですけども、①、②に関して、基本の㎡数が変わることによって、この少量使用世帯に対する負担が大きくなるように感じます。少量使用世帯だと、単身の今おっしゃった学生さんとか若い単身の未婚の方たち、若しくは高齢者世帯かなと思うんですけども、その方達の負担が大きくなってしまうようになるので、____さんがおっしゃったように、高齢者世帯のことを考えると、A、B、Cともに②の案が値上げをすることがやむを得ない中で、この値上げ率に関して②の案が望ましいんじゃないかなと考えます。

会 長 はい。ありがとうございます。21ページの（４）の中で現行は20㎡あたり2,989円となるんだけど、A案ですと、まあ1,000円弱、800円とかそんなもんですか、800円ですね。B案ですと、まあ990いくらくらいに1,000円弱で、C案になると1,000円を超えるような中で、たかが数十円、数百円じゃないかという意見もあるかと思うんですけども、一方において、その100円っていうのが結構大きなところで、1,000円っていうただ金がそれこそ地域的にもどうだっていう意見ともあるかと思うんですが、それも踏まえて、御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

____委員 なかなか市民目線ですね、御意見言わなきゃいけないというのがこの審議会の本来あるべき姿かと思いますので、なかなか僕の立場で言いにくいのですが、経営という意味ではですね、皆さん考えていただきますと、今____委員も言ったようなマックスな上げ幅で、かつ使用料が少ない世帯には過度な負担にならないような案がいいんだと思います。審議会ですと、いろいろ決めたとしても、ある程度の政治情勢とかをですね、加味しないと、こういう料金改定はできないと思いますので、ちょっと答申の仕方ですね、なかなか考えなきゃいけないのかなと思います。

会 長 はい。ありがとうございます。全くおっしゃるとおりで、ここで決定したものが即料金になるようなことは、絶対できません。そこまではなかなか難しいと思いますので、我々としては、どれか1案を絞って、これを答申にするのではなくて、皆さんの意見を踏まえたうえで、大多数といいますか、一番多かった意見はこれで、次の意見がこういう意見だという、あわせて大切なのが、____委員だとか、____委員、あるいは____委員を含めた意見というものを、付則といいますか、追加の意見というものも当然入れたうえで、回答することになると思いますので、最終的な政治決定は市長ですし、議会で最終的には決定するかと思いますし、議決機関ですから、この場では、意見を集約したうえで、どれか1つということではなくて、まあ、それこそ経営者の皆様方とかいろんな方達がいるので、その立場からの意見を集約して、1つということではなくて、複数の案ということで、選択肢を示すという形になりますので、意

見をいただきたいというところでございます。まあ、経営者やっぱりそうなんですよね、C案を選ぶんですね。

____委員 主婦の目線から言わせていただきます。ほんとにいろんなものが値上げしていて、正直この生活面でもお買い物して、ほんとにいろんなものが値上げになってます。そういう中で下水道料金を上げられると非常に痛いことではあるんだと思います。水、一番生活の中で必要なものですから、そういう意味では、ほんとに痛いものなのではあります。やはり皆さんため息とともに、苦しいですけれど仕方ないという部分が正直いって市民の中にはあります。主婦も悲鳴を上げていますが、それでいて、じゃあ、税金が上がっていくんだったら一緒じゃないかということで、そういう意味では、なんでしょう、こう、先を見越してたくさん上げるのではなくて、____さんがおっしゃるように、必要最低限で上げてほしいということが本当に心に迫る思いなのですが、やはり、上がっていくことに関しましては、いろんな事項を踏まえて、仕方がないことかなと思います。それで、納得はしてると思うんですよね。ですから、納得の範囲に応じて上げていただければありがたいなと思っております。

会 長 はい。承知しました。ありがとうございます。まあ、そうですね。そのとおりだと思います。はい。先ほど大多数を申し上げましたが、もちろん両方併記といいますか、2つの大きな意見があったというような分け方にも当然意見の集約具合にもなると思いますので、皆さんぜひ、御意見なり、あるいは、この場では判断できないというのも、それはそれで意見になりますので、議論していただければと思います。

____委員 すごくふわって言い方で申し訳ないんですが、市民目線というところは非常に大事で、いくら上がるかっていうことも非常に大事だと思うんですけども、頻度といいますか、また上がったのって意見も正直聞かれるので、そういう意味では、この話聞くと、社会情勢とか考えるとそのうちまた同じ事が出てくるんじゃないか、という意見もあるんですが、それは、その時々的情勢なので仕方ないとして、なるべく、その頻度を少なくするような視点も1つ必要なのではないかなと、つまり逆をいえば、上げる時に上げてしまえっていう言い方は乱暴ですけども、こういう時をきっかけに余裕をもった上げ方をするのも頻度の意味では重要なのではないかなと1つの意見でございます。

会 長 わかりました。ありがとうございます。たしかに、また上がったのって、10年後同じ値上げ幅でまた上がるよりはってことですよね。はい。皆さんいかがでしょうか。

____委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、1点、23ページでもいいんですけども、

超過の量のところなんですけども、水戸市内の家庭というか、どれくらいのところが一番使う家庭というか山にするとどのような現れ方が、使われ方があるんですか。水戸市って。だいたい1番多いところがこの値上げ幅が影響ないようになってところで1番大きくくると安心というか、それとこの料金の単価はこんなものかと思うんですけど、現行から改正した表で上がった分を見ると、下水道料金って月額掛ける2なんですよね私たち払うの。そうするとすごくね、今まで例えば、5,000円じゃ済まないですけど、払っていたとしても、それが8,000円になったとしたらすごく、家庭的にはショックな額で、公共的なお水って命なのですごく大切なものってことはわかっていても、ちょっとできるだけその辺は抑えていただきたいっていうところが私としては、本音ですけども、利用の家庭の山というのはどんな形になってますか。

執行機関 事務局よりお答えいたします。実際件数としまして、使用者といいますか、件数が多いところでは、やはり使用量が少ないところになっておりまして、10m³より下のところで4割くらいの件数となっております。全体の数の4割くらいで、会社さんとかも入っちゃってるんですけども、水量としてならしますと、大体20m³、17、18m³が実績値としては1件あたりの月ごとに大体なので、20m³のところがまあ平均するとそのくらい使っているような形になっております。

____委員 むずかしいね。

執行機関 基本的には、2ヵ月に1回の徴収なので、2ヵ月分がきているという形にはなります。計算は1ヵ月ごとになるんですけども、徴収は2ヵ月に1回でやっているので、2ヵ月分っていうような。そういうのが一般的な方ですと、そういう料金の見方になるのかなと思います。以上でございます。

____委員 前の段階で、雨水を利用してるのところ、大企業とか、例えば役所もそうですけど、そうすると水道の料金があんまり使われないから料金に響かなくて、でも、額にしたら大したあれではないですからっていうのも覚えているんですけども、その辺はいじれないところですかね。雨水をやるためにいろいろ会社、企業も投資しているかもしれないし、水道と一緒にとるってなったら大きな事になっちゃいますかね。まあ、これ極端なんですけども。

執行機関 ただいまのお話しで、おそらく雨水を利用していると、水道は使っていないことになるので、料金のカウントに入らないんじゃないか、計算に入らないんじゃないかというような御質問だと思うんですけども、実際、井戸水とかを使ってる方とかもいらっしゃいますし、雨水を使っている方も、市役所もそうなので、そういう場合は、メーターを別に付けてもらって、その分だけ、井戸水

もそうなんです、企業さんとかの場合は水量が多いので、別に下水道使用料だけを取らせていただいているやり方をしております。なので、水道は使わないので、その分は、特段いいんだと思うんですけども、下水には流れてくるので、そこは使用料いただかないと処理にはお金がかかりますので。

____委員 ありがとうございます。

会 長 はい。いかがでしょうか。御意見、あるいは御質問でも結構です。

____委員 資料⑤の18ページなんですけども、候補Cの中長期目標である51.53%とあると思うんですが、これって経営戦略の数値なんでしょうか。なんで気にしているのかというと、これって自治体によって数値が違うのか、それとも一律に決まっているのか。

執行機関 ただいまの御質問にお答えいたします。まず、18ページ、19ページの先ほどの目標値、使用料収入に対する維持管理費の割合というものを51.53%という目標を水戸市では立てていまして、そちらは、やはり先ほどおっしゃったとおり、経営戦略のまあ、第1回目でお配りした中にあるんですが、経営戦略のですね、具体的には経営戦略の43、44ページの見開きのところで、経営の基本方針の1つとして受益者負担の適正化、適正の向上というものを掲げておりまして、その中で、使用料の適正化というところなんですけども、そこで、目標値というものが、この策定した時の中核市の平均値というものを目標とさせていただいております。なので、この数字自体は団体によってバラバラなところがありまして、水戸市としては、中核市の平均値、まあその時のですけど、51.53%でしたので、そちらを目指していきたいという目標にさせていただきます。

____委員 この見直しっていうのは、考えているんですか。

執行機関 そうですね。こちらの見直しというものは経営戦略の見直しの時期という形で考えておりまして、経営戦略については、基本的には10年間が計画期間となっているんですけども、社会情勢の変化があったりした場合には、随時見直しを行うものとしております。

会 長 はい。ほかにいかがでしょうか。

____委員 ちょっと違う側面、経営の側面からちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、料金改定が必要となった背景について大きく分けて2つありますよと、老朽化対応というのと、あと社会情勢の変化ということなんですけども、この社会情勢の変化というのは、確実性というか、老朽化対策は逆にいうと、

これからどこもやっていきますというところだと思うんですが、一般的に物価変動の部分とかというのは料金で回収せざるを得ないというところかというと、こちらの資料の18ページ、必要性の18ページでは、知見として財源不足という1の老朽化対応のところなんですよね。老朽化対応のところは全部書いているんだけど、こちらの社会情勢の変化っていうところが必要で言っているのにも関わらず、案ではこの比較に入ってきていないと、逆をいうと、物価高騰の部分はまだ毎年赤字になっちゃいますから、これは回収しなきゃならないんですよ。どちらかというと、老朽化対応のところの、例えば更新しなきゃいけない所をちょっと維持補修でもうちょっと先延ばしするとかっていう工夫ができますけども、この社会情勢の変化っていうものは、もう事業者が一生懸命やったとしても、賄える問題じゃないという、経営の側面から見ると、そういうふうに見た方がいいのではないんじゃないかと、そうすると、A、B、C案っていうのは経営の側面から見て、どれも大丈夫なのか、あるいは、例えばA案はやはり経営の側面からみると厳しいであるとか、そういったところというのはやはり、そこは事業者としてきちんと説明すべきではないかと思います。

会 長 はい。ありがとうございます。

執行機関 ただいまの御質問にお答えいたします。老朽化対策の面につきましては、今回追加でお配りした資料の方に記載させていただいているのですが、そちらの資料で説明したとおり、老朽化対策については、下水道については、ストックマネジメント計画というものを作りまして、これ5年間の計画になっていまして、5年間でどんな内容、どういう施設の改築をやりますよとか、というのを5年間で計画を立てておりまして、令和8年度からが新しい計画が始まっているところなんですけども、基本はこれに沿ってやっていこうという計画にしてまして、今回お示しさせていただいたA、B、Cの案につきましては、全てストックマネジメント計画を計画通りにやれますよという見込み、そういった財政計画のベースで作っております。なので、Aを選んだからといって老朽化対策はできないのかっていうとそうはなっていないという形にはなっております。ただ、今回使用料改定のところが4年間という期間で検討させていただいておりますので、その先にいってしまうと、結局赤字が出てしまうので、赤字が出てしまっているということは、何かしらのお金を払えなくなってしまうということになりますので、そちらについては、ちょっと今回の改定案ではそこまでお示しできていないんですけども、基本的にこの4年間については、老朽化対策はストックマネジメント計画に基づいた事業を実施していく面では同じようなレベルという形にはなっております。

____委員 ごめんなさい。言いたいのは、そこはわかるんだけど、この2の状況変化っていうとこの、簡単にいうと、物価高騰分というのは、このA、B、Cで

も全部回収できるのかっていうことですよね。

執行機関 先ほどの物価高騰と金利上昇の部分につきましても、推計されるマックス値というので、財政計画というのを立てておりまして、これはA、B、C全て同じ計画になってございます。ですので、そちらについてもどの案をとっても、この4年間については、お金の不足は生じない、それについては、お支払いができるという形になってございます。

____委員 じゃあA、B、Cでほんとに何が違う。先ほど言ったように、今回のところで言うならAは全部入ってますよと、4年間大丈夫ですよと、Bは逆言うと、5年間大丈夫だとか、6年間大丈夫、Cは10年間大丈夫だとか、そういうふうな経営の側面から見るとそういうふうになるのかってことですよね。それと住民負担の部分でバランスをどう取るかってことなので、やはりそこはきちんと説明するべきだと思います。

執行機関 はい。すみません。ありがとうございます。まさにおっしゃられるとおりで、必要なお金というのはどれもA、B、Cでも同じになっておりまして、これだけが必要ですよというところは一緒になっておりまして、使用料改定の幅によって、何年間大丈夫なのかというのが、影響として違いが出てきます。それがこの18、19ページの資料にいかせていただきますと、1番Aの案ですと、これでいきますと、4年間はお金が足りた状態になるんですけども、5年目になるとそこから赤字になってしまうので、物価の上昇が変わったり、金利の状況が変わらなければ、赤字が出てしまう見込みになります。その時には何かしらの対応をしなくちゃいけませんよと、そういう見方にはなっております。Bになりますと、そこが1年伸びる、伸ばせるような形になりまして、最後のCの改定率でいけば、経営戦略の計画期間である令和15年度までは赤字が出ない形で乗り切れますというような計画に、見込みになってございます。以上でございます。

会 長 はい。わかりました。ほかに意見ございますでしょうか。では、1時間かなり経っていますので、少し休憩を入れて、今のところの話で言いますと、1つに集約されることではないかと思います。1つの意見としては、いずれですね、段階的に料金が上がることを見据えて、今のうちに上げとくんだという意見が1つあろうかと思います。もう1つは、市民目線という意見があったかと思いますが、そこからすると、料金の値上げについてはやむを得ないかと思うんですけども、大幅な値上げよりは、やはり少ないところからやっていったほうがいいのではないかというような御意見とういうような大きな2つの御意見が出たかと思います。で、もう1つ料金単価①、②の話で言いますと、まあ皆様からの御意見、特に____委員からの中央値の話ですかね。使用量の中央値の話もあ

ったかと思いますが、①を推すというような意見よりは、②の意見が多かったというところでございますので、料金単価については、②になるかなというところかと思いますが。そのうえで、難しいと思いますけども、5分ばかりの休憩を入れたうえで、再開といった形でよろしいですかね。すみません。では、そのような形で。50分から、短いんですけども。

5分休憩

会 長 では、今一度休憩前の議論を振り返らせていただきますと、候補A、B、Cのうち、皆さんの意見としましては、候補A、候補Cが多かったというところになろうかと思いますが。一方で料金単価については、①、②のうち①については特に意見がなく、②を推すというような意見を聞いたところでございます。そのうえで、皆さんの分布を知りたいので、どちらかに挙手をしていただきたい。あるいは、しなくても結構です。この場では、明確な意見はない、A、B、Cどれでもないということはそれはそれで意見だと思いますので、AあるいはCあるいは挙手しないことでまずは、意見を聴取したいと思います。その前におっしゃりたいこととか、その後最後に皆さんに市長に答申する際の補足ではなくて、書き込む内容の意見も徴取したいと思います。それではAを妥当と考える方は挙手のほうお願いします。はい。続きましてCを妥当だと考える方は挙手をお願いします。はい。ありがとうございます。ということで、数数えてなかったんですが、ごめんなさい。数も数えられなくなってしまって、Cの方が大多数であったと、次にA案というのも意見が多かったということ答申では明記させていただきたいと思います。あわせて料金単価については②ということで、意見があったということで①に意見はなかったということでの話になろうかと思いますが。はい。では、「基本水量の見直し」についてなんですけど、同資料の20ページにありますとおり、水道料金と同じ、同様の6 m³/月に見直すことが妥当だと思う方については、いかがでしょうか。御意見ございませんでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 はい。では、6 m³ということにさせていただきます。はい。では本審議会は以上ではなく、最後に皆様方に全体をとおして御意見だとか、あるいは市長への答申の際に、盛り込んでほしいだとかを聴取といいますか、お伺いしたいと思いますが、自由に意見といいますか、ぜひ、お願いしたいんですが、いかがでしょうか。

____委員 料金体系にも当然関わってくるんですが、資料にも農業集落施設の集約化とかいろいろ出てきてますけども、集約化、それプラス、今いろいろとこう、下

水道法改正も7月に行われまして、施行はまだ半年先なんですけども、その中でも官民連携含む広域化の推進だとかですね、かなり強くうたわれてまして、都道府県のほうが中心になって計画を立てなさいっていう感じの法律の位置づけになってます。共同化、広域化、官民連携というのはすぐできるかっていうところと、それは自治体の規模によってもメリットが働くか、働かないか、いろんな議論がでるかと思うんですけども、まずは広域化を考えるといるところですが、一番いいんじゃないかって個人的には思っているところなので、そこをですね、水戸市さんがどういうふうに考えているのかっていうのをお知らせいただきたいというのが1点。もう1つは、下水道法改正の中ですね、人口減少を踏まえて、下水道区域に見直しをといるものですね、見直しをするための規定の整備もございまして、今後人口減少していく中で、集落が点々としていいると、そうなる、公共下水の区域外だとか個別処理をするのかとか、いろんな議論があるかと思うんですが、その辺の対応をどうするかということもお聞きしたい。そうなる、多分、今作ってる投資計画自体もかなり影響が出てきてしまうと思いますので、その辺の対応をお聞かせいただいたうえで、そういった議論をすべきということを盛り込んでいくのか、盛り込まないのか、そこは会長の御判断を見ながらですね、考えていただけたらなと、そういうふう、に思っています。はい。以上です。

会 長 はい。ありがとうございます。2点御質問、御意見等ございましたが、事務局からお願いします。

執行機関 事務局より、お答えいたします。まず、広域化の推進。官民連携の話なんですけども、広域化につきましては、先ほど御説明した経費削減策で何かないか、という御質問いただいた際の水戸市としての方針としまして、施設の処理場とか、ポンプ場の改築などが今後どうしても出てきてしまうので、そういった改築費用を考えると、やはり施設は統合して改築費用を少なくしたい。で、処理場がなくなればその分維持管理費も減っていくと考えられるので、そういった、経費削減のためというか、老朽化対策も含めてですけど、広域化の取組というのも、施設の集約というのも計画を作りまして、取り組んでございます。そちらが投資的事業のほうにも盛り込んでいいるところでございます。ただ、一方で、先ほど御指摘があったように、国のほうで、能登の地震とか、埼玉の八潮市の陥没事故などがありまして、結局施設を集約してしまうと、そこが1箇所がだめになった時に、全部使えなくなっちゃうというようなそういう状況が今発生してまして、さらに人口減少もあるので、施設がそんなにいらないんじゃないかっていう議論もされてまして、そのため、逆に集約じゃなくて分散するとか、むしろ計画エリアを小さくするとか、そういった方向性が今、国のほうでも議論されているというか、意見として出されている状況でございます。ただ、それがつい最近出てきた方針でして、なので、水戸市としてじゃあそれにどう対

応していくかっていうところは正直これから検討していかなきゃならない課題だと考えてございます。投資事業については、先ほどの経営戦略とかも10年間で計画を作ってございまして、それは水戸市の総合計画という大きな市全体の計画のほうがございまして、そちらにあわせた期間になっているんですけども、そちらがやはり令和15年度までの計画になっているんですが、総合計画のほうも半分の5年間ごとにもう1回見直しをかけましょうというような、そういった仕組みで考えてございまして、その見直しが令和10年度までが半分になりまして、令和11年度以降また、もう1回見直しをして計画を作っていこうと、そういうタイミングでもございます。その辺もございますので、そういった分散化のお話、計画区域の見直しなんかの話が出ているので、そのあたりの状況等も踏まえまして、投資的事業の方は見直しをかけていく必要があるなど、そのような状況があるなどは考えてございます。以上でございます。

会 長 はい。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは、議題は以上にさせていただきます。審議会の意見については、皆さんの御意見も踏まえて、答申案をこちらの方で審議をさせていただきますので、内容につきましては、第1回あるいは今回出た御意見を踏まえて、私と副会長、それと事務局で調整していきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 それでは、事務局からその他として、何かございますか。

執行機関 次回の審議会でございますが、10月5日月曜日の13時30分からを予定しておりますので、日程の御確認をよろしくお願いいたします。以上です。

会 長 はい。ということで、次回が10月で、その時は審議会の答申案について皆さんに審議していただくことになります。それでは、以上で、水道事業及び下水道事業審議会は終了いたします。では、事務局最後をお願いします。

執行機関 最後に、駐車券につきまして、認証印を押されていない方につきましては、審議会終了後、事務局までお申し付けください。その後、市役所1階の総合案内で無料化の手続きをしていただければと思います。以上となります。

会 長 はい。それでは、以上になります。ありがとうございます。

委 員 お疲れさまでした。